

令和6年度 中小企業活性化セミナー開催業務 請負先の公募について

令和6年10月10日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部長 田中 学

標記の件について以下のとおり公告する。

1. 業務の目的

令和6年3月に「再生支援の総合的対策」が公表され、信用保証協会、中小企業活性化協議会、再生ファンド、民間・政府系金融機関、関係省庁等の支援強化による、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援等の方向性が示されている。こうした背景のもと、当機構は中小企業活性化全国本部（以下「全国本部」という）として、中小企業活性化協議会（以下「協議会」という）が行う支援に関係の深い金融機関や弁護士等の士業に加え、経営改善や事業再生を必要とする中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という）を対象として、協議会が行う事業再生の取組や関連施策について周知・普及を図ることを目的としてセミナーを開催する。

2. 業務の内容

業務内容は、セミナーの開催案内、セミナー参加者の募集及び集計・管理、イベント運営企画・進行管理等の業務一式、及び、実施報告書の作成である。

【開催概要】

(1) 主催等(予定)

主催: 独立行政法人中小企業基盤整備機構(全国本部)

後援: 経済産業省中小企業庁

協力: 士業団体等

(2) 開催日程等(予定)

日程: 令和7年3月11日(火) 13時00分～17時20分(予定)

開催地: 大手町三井ホール(千代田区大手町1-2-1 Otemachi One 3階)

(3) 対象者

金融機関等担当者、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、支援機関等、
中小企業

※来場者数200名程度を想定。同日、リアルタイム配信を実施。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4. 企画選考の参加条件

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。※要領については以下中小機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>

(2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。※以下中小機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

(3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等(301 広告・宣伝)」

又は「役務の提供等(303 調査・研究)」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

- (4) 当該業務の遂行に必要な関連知識及び業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (5) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (8) 令和6年10月22日(火)開催の業務請負先選定に係る業者への説明会に参加していること。

※選考については、結果のみ通知し選考内容については公表いたしません。

5. 業務請負先選定スケジュール(予定)

令和6年10月10日(木)業務請負先公募(公告)
令和6年10月22日(火)業務請負先選定に係る業者への説明会
令和6年10月24日(木)質問書提出
令和6年10月29日(火)質問書回答
令和6年11月8日(金)企画書・入札書提出
令和6年11月12日(火)企画評価
令和6年11月13日(水)価格評価(開札)
令和6年11月下旬 請負契約の締結(予定)

6. 業務請負先選定に係る説明会日時

開催日時:令和6年10月22日(火) 14時00分～15時00分(予定)

開催場所:独立行政法人中小企業基盤整備機構本部9階 9B会議室

※説明会に参加を希望される方は下記連絡先に E-mail にて社名、参加者名(代表者のみで可)及び参加人数を記載のうえ、10月21日(月)17時00分までに必ずご連絡ください。

7. 本件に係る連絡先

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル8階

独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・再生支援部 事業再生支援課

(担当:竹下、高平、辻)

電話:03-5470-1477

E-mail: info-saisei@smrj.go.jp

この公募に関する掲載期間は、

令和6年10月10日(木)から令和6年10月21日(月)までとする。

以上